

日本の運転免許証の更新に係る特例についてのお知らせ

【ポイント】

●海外に中長期にわたり滞在されている方におかれましては、今般の新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の状況において、日本の運転免許証の更新に関してお困りのこともあろうかと存じます。

このたび、警察庁より、運転免許証の更新について、海外に滞在されている皆様のご活用可能な手続きを以下一覧（URL）で公表いたしましたので、お知らせします。

URL：https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/menkyo/kaigai_tokurei.html

●外国で運転免許を所得せず、運転免許証を失効した方の再取得申請については、失効したやむを得ない事情が終了してから1か月以内である必要があり、通常は帰国後1か月以内であることをお示しいただきます。現在、入国後14日間の自宅等待機を含む水際対策に係る措置の期間を考慮して対応も行われていますが、申請可能な状況になり次第、早めに申請を行うことをお勧めします。なお、日本入国時に自動化ゲートを通じた場合であっても、別途入国の証印の入手が必要となりますのでご注意ください。

●新型コロナウイルス感染拡大対策としての事前申出による運転及び更新可能期間の延長については、現在、免許証の有効期間の末日が令和3年12月28日までの方とされていますので、同日以降の方の扱いにつきましては、今後、警察庁ホームページに掲載される予定です。申請方法については、郵送や代理人による申請も可能ですが海外から郵送で申し出る際には、各種書類が有効期限内に免許証発行の公安委員会に到着する必要があります。

●運転及び更新可能期間の延長措置の事前申出については、上記警察庁ホームページ「海外滞在者の自動車運転免許証の更新等に係る特例について」をご確認ください。

1 海外赴任中の方は、更新期間前でも、一時帰国の際に更新することができます。（リンク先画像2枚目）

2 期限内に更新できなかった場合でも以下の2つのいずれかにより、帰国後スムーズに免許の再取得ができます。

（1）免許が失効して帰国した際も、外国で免許を取得している方は、視力など簡単な検査のみで日本の免許を取得することが可能です。（リンク先画像3枚目）

（2）外国で免許を取得していない方は、失効後3年以内で、帰国後1か月以内であれば、更新と同じ手続きで免許を取得することが可能です。（リンク先画像

4 枚目)

3 また、外国等で取得した国際運転免許証等を所持することによって、日本の免許を受けることなく（日本に上陸したときから1年間）、日本で運転することが可能です。（リンク画像4枚目）

4 これらに加え、新型コロナウイルス感染症対策の一環として有効な運転免許証をお持ちの方は、事前に郵送等で申請いただくことで、運転・更新可能期間を3か月間延長することも可能です（繰り返して申請することも可能）。なお、当国の郵便事情をご確認の上、ご活用ください。（リンク先画像2枚目）

このような状況下で皆様にはお手数をおかけいたしますが、ご理解・ご協力のほど、お願いいたします。

（問い合わせ先）

在アルジェリア日本国大使館

住所：1, Chemin Al Bakri, Ben Aknoun, 16028 Alger

電話：+213 (0)23 37 55 11 FAX：+213 (0)23 37 54 97

メール：eal-mm@al.mofa.go.jp

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>